

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2017年6月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎭

6月には、韓国の裁判所が進めている国際IPハブコートの一環として韓国内で初めて開かれた英語による裁判に関する記事と当該制度に関する反論を紹介する。また、韓国特許審判院が発表した韓国での医薬品許可特許連携制度に関連する審判の統計結果に関する記事と韓国内の製薬会社間の訴訟の増加傾向に関する記事を紹介する。

6月30日付法律新聞によると、韓国内で初めて英語による裁判が特許法院にて開かれた。特許法院特許1部は28日、米国に本社を置いて科学・光学・制御装置等を製造販売するグローバル企業である3Mの知的財産権を担当する「3Mイノベティブ・プロパティーズ・カンパニー」が、特許庁長を相手に出した特許拒絶決定取消訴訟(2016ホ7695)の最初の弁論期日を開いて弁論等の裁判を英語で進めた。今回の英語による裁判は、国際裁判部の導入を骨子とする法院組織法改正案が国会に発議された中で制度の導入に先立つリハーサル性格を持つ。3Mは、ディスプレイのセキュリティフィルムである「高透過光制御フィルム」の特許出願をしたが、韓国特許庁が「特許を既に受けた2つの技術を組み合わせることで、簡単に発明することができるものなので、進歩性がない」と拒否したため、訴訟を起こした。韓国特許法院はこの日、原告(3M)・被告(特許庁)双方の同意を受けて裁判を英語で進行した。韓国法院組織法第62条第1項は、「法定では国語を使用する」と規定しており、純粋に英語のみで裁判を進めることは不可能である。これにより、裁判所はこの日、「英語裁判」を進める前に韓国語で弁論を先ず行った後、同じ内容を英語で弁論する方式をとった。また、裁判所は、基本的に国語で裁判を進めながら双方に質問をするときなどは、英語を使用した。3Mを代理したジャン・ドクスン(キム&チャン法

律事務所の弁護士)と特許庁代理人は、弁論を英語で進めた。傍聴者は、裁判所から提供された同時通訳機を着用して裁判を傍聴した。国内で初めて行われる英語の裁判への関心も熱かった。アップル、シャネル、エルメスなどの有名グローバル企業の知的財産権担当者と欧州商工会議所、日本商工会議所の会員企業の関係者をはじめ国内弁理士と弁護士もこの日の裁判を傍聴した。特許法院の関係者は、「国際裁判所の導入準備を中間点検し、導入時の長所と短所を検討する一方、適切な運用モデルを用意するために、今回の英語の裁判を計画した」と説明した。

6月1日付電子新聞によると、昨年「特許法一部改正法律案」が国会で発議された。法律案の内容は、「特許法院などの特許関連訴訟の担当裁判所に、当事者の申請に基づいて英語などの外国語弁論及び証拠の提出が可能な国際裁判部を設置」するものである。目的は、「国際的な司法アクセスを強化」し、韓国が「国際特許紛争解決の中心」となって「特許分野の活性化」を図ろうとするものであると記述されている。特許訴訟において韓国語の使用が言語的な障壁と認識し、英語を代わりに使用することにすれば、障壁がなくなって、韓国の特許紛争件数が増加することを希望しているわけだが、果たしてそうだろうか。ジェ・デゴン(モルガン・ルイス米国特許弁護士)によると、それぞれの国の特許権の認定範囲は、その国の領土にのみ適用される「属地主義」に基づき、国別の特許請求項は、その国の言語で作成されており、当該国の言語表現に基づいて解釈される。韓国特許訴訟の対象である大韓民国の特許は韓国語で記載されており、解釈も当然韓国文法に従うことになる。英語使用が可能な外国人の顧客を誘引するために証拠提出などの手続き的な段階での英語の使用を許可しているが、訴訟の対象に韓国語で

書かれているものまで変えることはできない。弁論を英語で行うことは可能かもしれないが、弁論の主題が韓国語で書かれたものをどのように英語で弁論するのか推測することさえ難しい。仮に、本当に「国際裁判所」が新設されたら、特許権者や被告は裁判所をよく知っている韓国人の中で、英語の使用が可能な弁護士を雇うことが予想される。つまり、英語が訴訟手続きに使用されるメリット自体が大きいか、または全くないだろう。韓国に特許訴訟を多く誘致し、特許産業の活性化を図ることは大いに歓迎すべきことである。しかし、韓国語が障壁であるという認識は改善しなければならない。もし、大韓民国特許の請求範囲が英語で書かれており、英語で解釈されれば、特許権者は賠償額がはるかに多い英米圏の裁判所に行くはずであり、大韓民国で特許訴訟をする必要自体がないだろう。韓国語は、むしろ大韓民国特許市場を他の国の市場と区別して存在できるようにする理由である。

6月21日付デイリーファームによると、特許審判院が、6月20日、最近まで受け付けられた国内製薬会社の審判請求件数を集計・分析した結果によると、医薬品の特許無効に挑戦する国内の製薬会社「トップ3」は、韓美（ハンミ）薬品、安国（アングク）薬品、亞洲（アジュ）薬品などが挙げられた。まず、去る3月31日までに受理された製薬分野の特許審判請求件数は合計2,687件で、このうち99.4%に相当する2,673件が韓国内製薬会社が提起した請求だった。韓国内製薬会社の中で審判請求の件数で見れば、韓美が118件で最多を記録し、安国113件、亞洲108件だった。審判の種類で区分してみると、無効審判の場合、安国64件、亞洲60件、韓美60件の順で、上位10社が全体の無効審判請求件数の37.2%を占めた。存続期間延長無効審判の場合、安国が31件で最も多く、審判請求が特定の製薬会社に集中したわけではなかった。消極的権利範囲確認審判は、韓美が41件で最多を記録し、京東（キョンドン）製薬34件、鍾根堂（ジョングンダン）28件だった。特許審判請求の取り下げ件数は、同期間中739件と集計され、全体の特許審判請求件数の27.5%を占めた。このうち、無効審判は485件で全体の36.8%水準である。存続期間延長無効審判は177件で34.8%、消極的権利範囲確認審判は68件で全体の8%を占めた。ここで、消極的権利範囲確認審判の場合、他の審判に比べて相対的に低い取り下げ率を見せたが、無効の可能性が低

い場合、無効審判請求を取り下げて、特許を回避して消極的権利範囲確認審判を請求する傾向が増えたからと韓国特許審判院の書記官は説明した。オリジナルの会社の場合、ジェネリック販売を防ぐために防御として活用するが、全体的に、このように審判処理が遅延する問題が発生した場合、ジェネリック会社の市場参入の遅れと健保財政の損失につながる恐れが後に続くこともある。

6月23日付朝鮮ビズによると、最近、製薬技術めぐり、国内企業間の法的紛争が増えている。過去には、多国籍製薬会社が国内製薬会社に対して自社の新薬を密かにコピーしたと訴訟を提起する場合はほとんどだったが、最近では国内製薬会社間の技術紛争が増えている。専門家は、「国内製薬・バイオ企業の技術力が発展し、新製品の領域を先占するための国内企業間の競争が一層激しくなっている」と分析した。

日東（イルトン）バイオサイエンスは15日、プロバイオティクス（腸に有益な細菌）製品の専門企業であるセルバイオテックと3年間の最高裁判所まで続く訴訟戦を繰り広げた。2014年、セルバイオテックが日東バイオサイエンスが有する「4重コーティング」の特許に対して無効審判を提起したことが発端だった。4重コーティングは、乳酸菌が安全に腸まで行くように幾重にも包む技術である。両社は年間2,000億ウォン規模の国内プロバイオティクス市場に影響を及ぼし得る核心技術をめぐって激しい法律戦争を繰り広げたが、最近日東側の勝利で幕を閉じた。

韓国内の製薬会社間の紛争は、現在海外にまで拡大している。ボツリヌス毒素メーカーである韓国のメディトクスは、6月7日、米国カリフォルニア州オレンジ郡の裁判所に大熊（デウン）製薬と現地協力会社を相手に民事訴訟を提起した。ボツリヌス毒素は、「ボトックス」という商品名でよく知られているシワ改善の治療剤である。これまでメディトクスは、ボツリヌス毒素を作り出す微生物を大熊製薬が盗用したという疑惑を国内で提起し続けている中、今回米国に舞台を移し、訴訟を起こした。

複製薬をめぐる訴訟も、今や韓国内の会社同士の争いになっている。国内会社の複製薬の製造技術は、新薬を一段階発展させるレベルに発展しながら、グローバル製薬会社の特許技術を侵害することは減っ

た一方、ほぼ同じ技術を有する国内会社間の競争がより激しくなっているのだ。国内製薬会社であるヒュオンスは、保寧(ポリオン)製薬・東国(ドングク)製薬など11の製薬会社を相手に訴訟戦を繰り広げている。ヒュオンスが、11月に特許が終わる米国製薬会社ギリアドのB型肝炎治療剤ビリアード(Viread)から、一部の成分を変えた複製薬の特許を登録すると、同様の医薬品を開発していた他の製薬会社が特許無効審判を提起したものである。ビリアードは昨年、韓国内で1,500億ウォン以上の売上を上げた代表的なブロックバスター(年間売上100億

ウォン以上の医薬品)である。1審で敗訴した11の製薬会社は、控訴を準備中であることが分かった。

韓国内の製薬会社間の法的紛争が頻繁になり、一部の製薬会社は社内法務チームの組織と人材を拡大する案も推進している。これまでの製薬会社法務チームは、主に契約書の検討やリポート捜査の対応のような補助的な役割にとどまっていた。しかし、最近では、特許の対応部門を別途設けたり、製薬特許専門弁護士・弁理士の募集にも乗り出している。また、製薬分野での訴訟の経験が多い海外の法律事務所との協力も拡大している。

《訴訟関係》

- ▲6月8日、ソウル半導体は、同社が世界流通会社であるKマートを相手にした米国特許訴訟を和解で終結したと明らかにした。特許侵害品である発光ダイオード(LED)電球を販売したという理由で提訴されたKマートは、ソウル半導体の要求を受け入れて問題になった製品の販売を中止することにした。ソウル半導体は、該当するLED電球メーカーに特許侵害警告状を発送した。(8日 電子)
- ▲6月12日、関連業界によると、米国所在のグローバル特許管理会社「グループチャッター」は5月、カカオ(kakao corp.)に、米国特許4件を侵害したという理由で、米国ジョージア州地方裁判所に訴訟を提起した。(13日 ニ1)
- ▲韓国の日東(イルトン)バイオサイエンスが、韓国のセルバイオテックとの「4重コーティング乳酸菌及び製造方法」の特許無効訴訟で最終的に勝訴した。特許審判院(1審級)と特許法院(2審級)のいずれも日東バイオサイエンスの特許の進歩性を認定したが、審判請求人側はこれを不服とし控訴した。しかし、大法院(3審級)も、審理不続行棄却として日東バイオサイエンスの勝訴を確定した。(16日 京郷)
- ▲特許審判院が、6月20日、最近まで受け付けられた国内製薬会社の審判請求件数を集計・分析した結果によると、医薬品の特許無効に挑戦する国内の製薬会社「トップ3」は、韓美(ハンミ)薬品、安国(アングック)薬品、亞洲(アジュ)薬品などが挙げられた。(20日 デイ)
- ▲最近、製薬技術をめぐり、韓国内の企業間の法的紛争が増えている。過去には、多国籍製薬会社が国内製薬会社に対して自社の新薬を密かにコピーしたと訴訟を提起する場合がほとんどだったが、最近では国内製薬会社間の技術紛争が増えている。専門家は、「国内製薬・バイオ企業の技術力が発展し、新製品の領域を先占するための国内企業間の競争が一層激しくなっている」と分析した。(23日 朝ビ)
- ▲韓国の自動車部品メーカーの萬都(マンド)は6月27日、グローバル1位の部品メーカーであるボッシュとブレーキ製品関連の特許紛争を友好的に妥結し、両社が米国ミシガン州で提起した特許訴訟を取り下げて終結したと発表した。ボッシュは昨年9月、萬都が自社の特許4件を侵害したとして、7万5,000ドル(約8,500万円)を補償するようという内容の訴状を米国デトロイト裁判所に提出していた。(28日 韓経)

《立 法》

- ▲昨年「特許法一部改正法律案」が国会で発議された。法律案の内容は、「特許法院などの特許関連訴訟の担当裁判所に、当事者の申請に基づいて英語などの外国語弁論及び証拠の提出が可能な国際裁判部を設置」するものである。目的は、「国際的な司法アクセスを強化」し、韓国が「国際特許紛争解決の中心」となって「特許分野の活性化」を図ろうとするものであると記述されている。(1日 電子)
- ▲韓国内で初めて英語による裁判が特許法院にて開かれた。特許法院特許1部は28日、米国に本社を置

いて科学・光学・制御装置等を製造販売するグローバル企業である3Mの知的財産権を担当する「3Mイノベティブ・プロパティーズ・カンパニー」が、特許庁長を相手に出した特許拒絶決定取消訴訟(2016ホ7695)の最初の弁論期日を開いて弁論等の裁判を英語で進めた。(30日 法律)

《行 政》

- ▲韓国特許庁は、5月30日から6月1日までマルタ島で開かれた世界5大特許庁(IP5)庁長会議で、変化する環境に対応するために効率的かつ利用者に親和的な国際特許環境の造成を骨子とする新協力ビジョンに合意したと明らかにした。(2日 連合)
- ▲韓国特許庁は、審査官と面談を希望する出願人(代理人)が直接大田(テジョン)にある特許庁を訪問しなくても、オンライン映像で審査官と相談することができるビデオ面談サービスを6月8日から本格的に施行する。面談場所は、ソウル(特許庁ソウル事務所)以外に、江原、慶南、慶北、光州、蔚山、仁川、全南、釜山など非首都圏地域の知識財産センター8カ所に設置した。(8日 連合)
- ▲韓国の李ナギョン総理は6月14日、「現在3500億ウォン水準である知的財産金融を5年以内に1兆ウォンに拡大し、優秀な技術と特許を持つ人の創業を支援していくつもりだ」と述べた。(15日 ニ1)
- ▲韓国特許庁は、初心者が出願人も電子出願システムである「特許路」(www.patent.go.kr)と電子出願ソフト(SW)を容易に利用できるように、用語を改め、書類作成時に混同するおそれがある部分の案内を強化するなど、システム全体を改善する。(20日 連合)
- ▲6月28日、韓国特許庁によると、韓国特許庁と韓国知識財産戦略院が構築し運用する「知的財産活用ネットワーク」は、特許・デザインなど知的財産取引活性化のために技術の需要者と供給者を直接連結する方式であり、技術の移転を受けようとする企業・創業者が知識財産取引情報システム(www.ipmarket.or.kr)等に申請すれば、特許取引専門官など仲介者が必要な知的財産を発掘して取引を支援する。(29日 ソ新)

《その他》

- ▲知的財産関連の各種の規制を撤廃し、支援立法準備に乗り出すために、特許・著作権団体、芸術および技術支援団体など各種知的財産の集いは「知的財産雇用フォーラム」を構成し、新政府の雇用創出に乗り出すと6月18日明らかにし、6月28日国会で懇談会の開催を通じて雇用拡大方を模索する計画である。(20日 ファ)
- ▲6月29日、韓国造船業界によると、大宇(デウ)造船海洋は、世界最高の船舶エンジン会社である「マン(MAN)ディーゼル」に、液化天然ガス(LNG)推進船舶エンジンと関連した核心技術特許を提供した。(29日 ソ経)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、京郷：京郷新聞(京郷新聞社)、ハン：ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、国民：国民日報(国民日報社)、韓国：韓国日報(韓国日報社)、世界：世界日報(世界日報社)、ヘラ：コリアヘラルド(ヘラルド社)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、亜経：亞洲経済新聞(亞洲経済新聞社)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、ヘ経：ヘラルド経済(ヘラルド社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、マネ：マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、連合：連合ニュース(連合ニュース社)、デイ：デイリーパム(デイリーパム社)アジ：アジアトゥデイ(アジアトゥデイ社)、ニュ：ニューシス(ニューシス社)、ニ1：ニュース1(ニュース1社)、法律：法律新聞(法律新聞社)、イト：イトゥデイ(イトゥデイ社)、イー：イーデイリー(イーデイリー社)、朝ビ：朝鮮ビズ(朝鮮経済社)、ソ新：ソウル新聞(ソウル新聞社)